

国立研究開発法人科学技術振興機構
平成30年度革新的新技術研究開発業務に
関する報告書に付する文部科学大臣の意見

国立研究開発法人科学技術振興機構法（平成14年法律第158号）附則第5条の6第2項の規定に基づき、国立研究開発法人科学技術振興機構平成30年度革新的新技術研究開発業務に関する報告書に付する文部科学大臣の意見は次の通りである。

文 部 科 学 大 臣

平成30年度革新的新技術研究開発業務については、以下の点から、透明性・公正性に十分留意したものであり、適正であったと認められる。

1. 国立研究開発法人科学技術振興機構においては、総合科学技術・イノベーション会議の決定に基づき、プログラム・マネージャーの雇用や各研究開発機関との平成30年度の委託研究開発契約の締結、プログラム・マネージャーが行う研究開発プログラムの企画・遂行・管理等の活動の支援等を行った。
2. 革新的新技術研究開発基金の管理については、国立研究開発法人科学技術振興機構法（平成14年法律第158号。以下「法」という。）附則第5条の2第3項の規定に基づき、安全性の確保を最優先に、収益性の向上にも配慮した適切な運用が図られた。

なお、平成30年度末時点の基金の残額については、法附則第5条の2第4項の規定に基づき、国庫に納付されている。